



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *20 知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則 (行政改革課)..... 1
- *21 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター管理規則の一部を改正する規則 (子ども未来課)..... 1
- *22 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課)..... 8

規 則

和歌山県規則第20号

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則 (平成25年和歌山県規則第47号) の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県債権整理審査会の項の次に次のように加える。

和歌山県データ利活用コンペティション表彰選考委員会	7人以内	学識経験を有する者 関係行政機関の職員	1年以内	企画部
和歌山県データを利活用した公募型研究事業者選定委員会	3人以内	学識経験を有する者	1年以内	企画部

別表第1和歌山県心の輪を広げる障害者理解促進事業表彰審査委員会の項中「6人」を「5人」に改め、同表和歌山県医療対策協議会の項中「第30条の17第1項」を「第30条の23第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第1和歌山県医療対策協議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第21号

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター管理規則の一部を改正する規則

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター管理規則 (平成7年和歌山県規則第74号) の一部を次のように改正する。

第4条から第10条までを次のように改める。

(使用を承認する施設)

第4条 相談センターの施設のうち次に掲げる施設 (以下「施設」という。) を使用しようとする者は、

知事の承認を受けなければならない。

- (1) 体育館
- (2) 温水プール
- (3) 多目的ホール
- (4) 第2会議室
- (5) 体育館会議室
- (6) 運動場
- (7) アーチェリー場

(使用時間)

第5条 施設の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、臨時に使用時間を変更することができる。

(施設の休日)

第6条 施設の使用を休止する日（以下「施設の休日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日までの日
 - (2) 前号に定めるもののほか、知事が必要と認めた日
- 2 知事は、必要と認めるときは、前項第1号に掲げる施設の休日においても臨時に施設を使用させることができる。
- 3 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター所長（以下「所長」という。）は、災害その他急迫の事情のため施設の使用を休止した場合には、次に掲げる事項を直ちに知事に報告するものとする。

- (1) 施設の使用を休止する期間
- (2) 災害その他急迫の事情の概要
- (3) その他必要と認める事項

(温水プールの開設期間)

第7条 施設のうち、温水プールの開設期間は、毎年6月1日から9月30日までとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の承認)

第8条 施設を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、和歌山県子ども・女性・障害者相談センター施設使用申請書（別記第1号様式）をあらかじめ知事に提出してその承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも同様とする。

- 2 前項の申請書は、施設を使用しようとする期間の初日の3月前から3日前までの間に提出しなければならない。ただし、特別な理由がある場合はこの限りでない。
- 3 知事は、第1項の承認をする場合において、相談センターの管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。
- 4 知事は、第1項の承認をしたときは和歌山県子ども・女性・障害者相談センター施設使用承認書（別記第2号様式）を使用申請者に交付するものとする。
- 5 第1項の承認を受けた使用申請者は、承認を受けた事項について変更が生じた場合は、遅滞なくその旨を知事に報告し、変更する事項についてその承認を受けなければならない。

(使用承認の制限)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、施設の使用を承認してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 相談センターの設置の目的に反すると認められるとき。
- (3) 施設又は施設の設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他相談センターの管理及び運営上支障があると認められるとき。

(使用承認の取消し等)

第10条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用の承認の全部若しくは一部を取り消し、又はその使用の方法を制限することができる。

- (1) この規則に違反し、又はこの規則に基づく相談センターの職員（以下「職員」という。）の指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により施設の使用の承認を受けたとき。
- (3) 承認された使用目的以外に施設を使用し、又は使用しようとしたとき。
- (4) 承認に基づく権利を譲渡し、又は他人に施設を使用させ、若しくは使用させようとしたとき。
- (5) その他相談センターの管理及び運営上支障があると認められるとき。

2 前項の規定により、施設の使用の承認を取り消し、又は使用の方法を制限した場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、これに対して補償の責任を負わない。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(使用料の免除の申請)

第15条 第4条第3号から第5号までに掲げる施設の使用料の免除を受けようとする者は、施設使用料免除申請書（別記第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第8条関係)

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター施設使用申請書		
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 (〒 ー)</p> <p style="text-align: center;">使 用 団 体 名</p> <p style="text-align: center;">代 表 者 名</p> <p style="text-align: center;">電 話 番 号 ()</p> <p style="text-align: center;">ファクシミリ番号 ()</p> <p style="text-align: center;">メー ル ア ド レ ス</p> <p style="text-align: center;">申 込 者 名</p>		
使 用 日 時	使用予定人数	
年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分	人	
年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分	人	
年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分	人	
年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分	人	
年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分	人	
使用施設 (番号に○印を記入してください。)		自動車で来所の場合の予定台数
1 体育館	2 温水プール	台
3 多目的ホール	4 第2会議室	
5 体育館会議室	6 運動場	
7 アーチェリー場		
使用目的		
受 付 年 月 日	受 付 者 名	備 考

別記第2号様式 (第8条関係)

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター施設使用承認書

年 月 日

様

和歌山県知事 印

年 月 日付けで申請のあった和歌山県子ども・女性・障害者相談センターの施設使用については、次のとおり承認します。

使 用 日 時							使用予定人数
年	月	日 (曜日)	時	分	～	時 分	人
年	月	日 (曜日)	時	分	～	時 分	人
年	月	日 (曜日)	時	分	～	時 分	人
年	月	日 (曜日)	時	分	～	時 分	人
年	月	日 (曜日)	時	分	～	時 分	人
使用施設							
使用目的							
使用の条件							
備考							
注意事項	1 管理規則及びこれに基づく職員の指示に従うこと。 2 承認された使用目的以外の用途に使用しないこと。 3 承認に基づく権利を他人に譲渡又は転貸しないこと。 4 施設使用後は、直ちに設備等を原状に復すること。						

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

別記第3号様式 (第15条関係)

施設使用料免除申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

次の施設について使用料の免除を受けたいので、和歌山県使用料及び手数料条例 (昭和 22 年和歌山県条例第 28 号) 第 3 条の規定により申請します。

対象施設	1 多目的ホール	2 第2会議室	3 体育館会議室
使用時間	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分		
使用目的			

住 所	
使 用 団 体 名	
代 表 者 名	
電 話 番 号	
ファクシミリ番号	
メールアドレス	
申 込 者 名	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の第15条の規定による施設使用料の免除の申請に関し必要な行為は、この規則の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

和歌山県規則第22号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成5年和歌山県規則第18号）の一部を次のように改正する。

別記第8号様式視覚障害の状況及び所見を次のように改める。

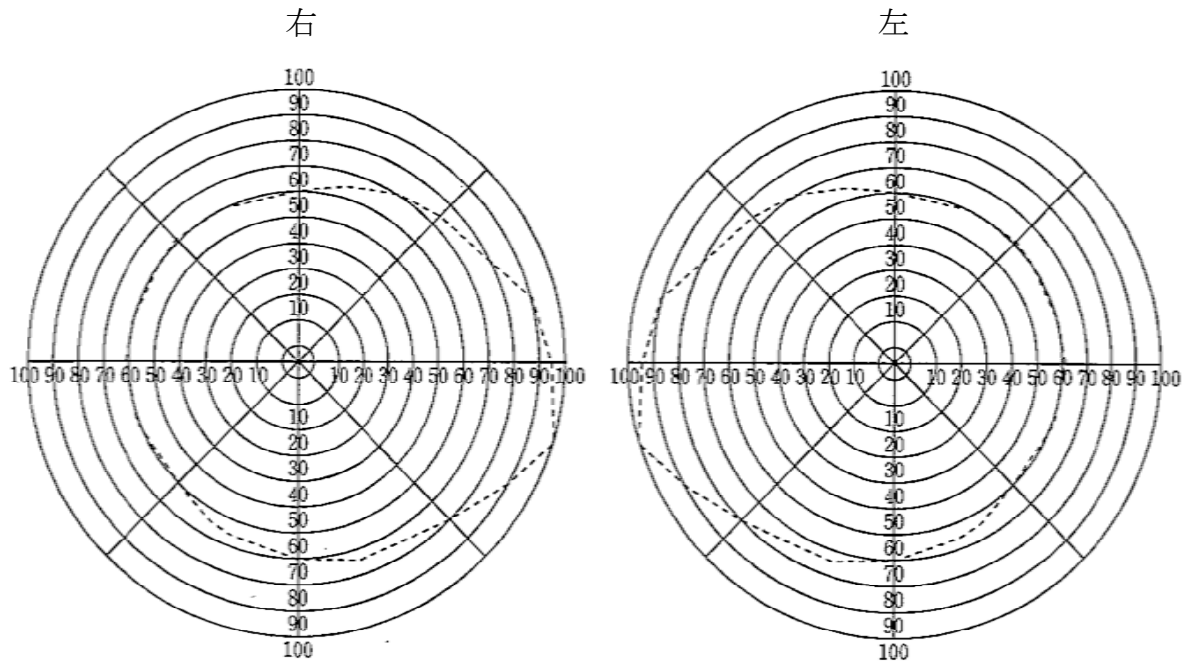
視覚障害の状況及び所見

1 視 力

	裸 眼	矯 正
右	(× DCy1 DAx)	
左	(× DCy1 DAx)	

2 視 野

〔 施行規則別表第5号に規定する「両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの」とは、両眼で一点を注視しつつ測定した視野の生理的限界の面積が2分の1以上欠損している場合の意味である。 〕



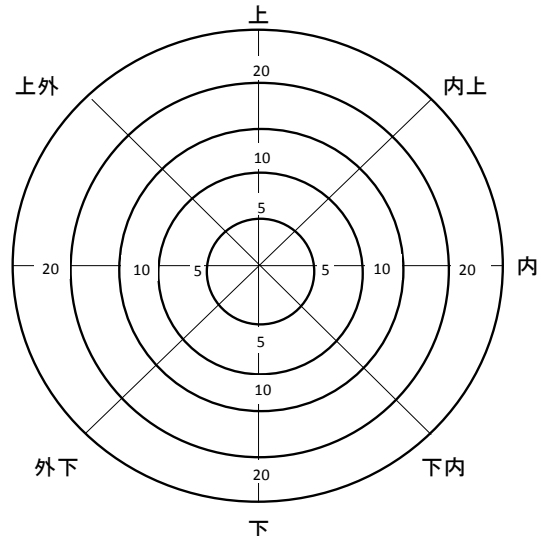
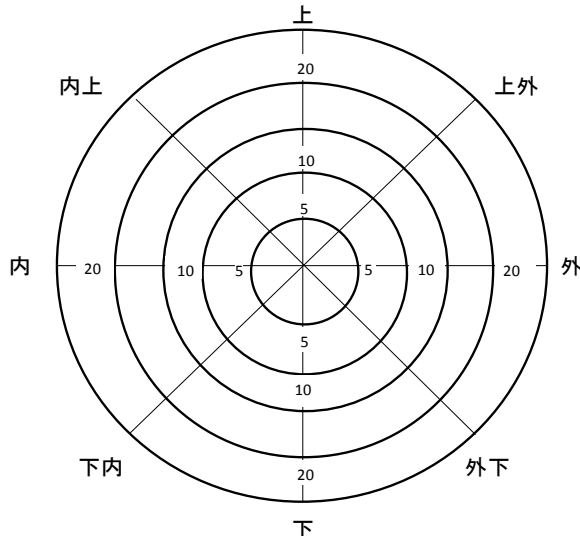
視野障害の計測は点線で囲まれた正常視野の範囲内で行うものとする。

3 中心視野

施行規則別表第 5 号に規定する「両眼の視野がそれぞれ 10 度以内」とは、求心性視野狭窄さくの意味であり、輪状暗点があるものについて中心の残存視野がそれぞれ 10 度以内のものを含む。

㊦

㊧



	上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計①	視能率②	損失率③
右										%	%
	度	度	度	度	度	度	度	度	度	(①÷560×100)	(100-②)

	上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計④	視能率⑤	損失率⑥
左										%	%
	度	度	度	度	度	度	度	度	度	(④÷560×100)	(100-⑤)

$$\frac{(\text{③と⑥のうち大きい方}) + (\text{③と⑥のうち小さい方}) \times 3}{4}$$

両眼の損失率
%

4 現 症

	右	左
外 眼		
中間透光体		
眼 底		

別記第8号様式肢体不自由の状況及び所見並びに脳原性運動機能障害用を次のように改める。

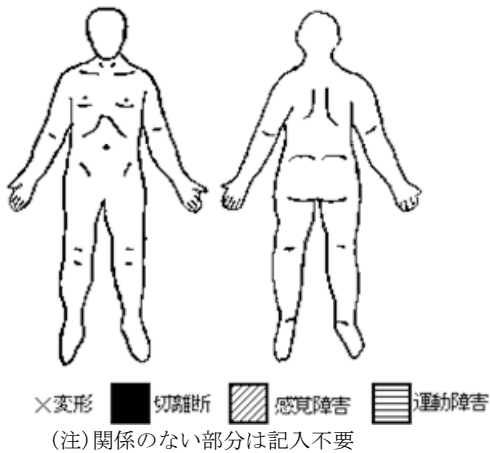
肢体不自由の状況及び所見

神経学的所見その他の機能障害(形態異常)の所見(該当するものを○で囲み、下記空欄に追加所見記入)

- 1 感覚障害(下記図示)：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
- 2 運動障害(下記図示)：なし・し緩性麻痺・けい性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
- 3 起 因 部 位：脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
- 4 排尿・排便機能障害：なし・あり
- 5 形 態 異 常：なし・あり

注：運動失調の程度については、小脳性運動失調評価法 (Scale for the assessment and rating of ataxia) を参考に評価すること。

参 考 図 示



右		左
	上肢長 cm	
	下肢長 cm	
	上腕周径 cm	
	前腕周径 cm	
	大たい周径cm	
	下たい周径cm	
	握 力 kg	

計測法

上肢長：肩峰→とう骨茎状突起 前腕周径：最大周径 上腕周径：最大周径 下たい周径：最大周径
 下肢長：上前腸骨きょく→(けい骨)内果 大たい周径：膝蓋骨上縁上 10cm の周径(小児等の場合は別記)

動作・活動 自立-○ 半介助-△ 全介助又は不能-×、()の中のものを使う時はそれを○で囲むこと。

寝返りをする。		シャツを着て脱ぐ。	
足を投げ出して座る(背もたれ、支え)。	分	ズボンをはいて脱ぐ(自助具)。	
椅子に腰かける。		顔を洗い、タオルで拭く。	
立ち上がる(手すり、壁、杖、松葉杖、義肢、装具)。		タオルを絞る。	
家の中を移動(壁、杖、松葉杖、義肢、装具、車椅子)する。		背中を洗う。	
洋式便器に座る。		2階まで階段を上って下りる(手すり、杖、松葉杖)。	
排泄の後始末をする。	右 左	屋外を移動する(家の周辺程度)(杖、松葉杖、車椅子)。	
(箸で)食事をする(スプーン、自助具)。	右 左	公共の乗物を利用する。	
コップで水を飲む。	右 左	片足で立つ。	右 秒 左 秒
ブラシで歯を磨く(自助具)。	右 左	(参考) 利き手	右・左

注：身体障害者福祉法の等級は機能障害(impairment)のレベルで認定されますので()の中に○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。

上肢の状態、歩行能力及び起立位の状態

- 上肢で下げられる重さ(手指でも肘でもよい) 右：正常・(10kg・5kg)以内可能・不能
左：正常・(10kg・5kg)以内可能・不能
- 屋外を補助具無しで歩行する歩行能力程度は約_____m(補助具あり_____m)
- ざ位保持(背もたれなし)_____分 ○起立位保持：両下肢_____分

脳原性運動機能障害用 (脳血管障害には適用しません。)

1. 上肢機能障害				
ア. 両上肢機能障害 (紐結びテスト結果)		イ. 一上肢機能障害 (5 動作の能力テスト結果)		該当するものを ○で囲むこと。
1 度目の 1 分間	本	a. 封筒をはさみで切る時に固定する。	可能・不可能	
2 度目の 1 分間	本	b. 財布からコインを出す。	可能・不可能	
3 度目の 1 分間	本	c. 傘をさす。	可能・不可能	
4 度目の 1 分間	本	d. 健側の爪を切る。	可能・不可能	
5 度目の 1 分間	本	e. 健側の袖口のボタンを留める。	可能・不可能	
計	本			

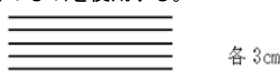
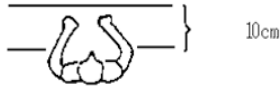
2. 移動機能障害	
[下肢・体幹機能評価結果]	該当するものを ○で囲むこと。
a. 伝い歩きをする。	可能・不可能
b. 支持なしで立位を保持しその後 10m 歩行する。	可能・不可能
c. 椅子から立ち上がり 10m 歩行し、再び椅子に座る。	可能・不可能 _____ 秒
d. 50cm 幅の範囲内を直線歩行する。	可能・不可能
e. 足を開き、しゃがみこんで再び立ち上がる。	可能・不可能

(注) この様式は、脳性麻痺及び乳幼児期に発現した障害によって脳性麻痺と類似の症状を呈する者で、肢体不自由一般の測定方法を用いることが著しく不利な場合に適用する。

(備考) 上肢機能テストの具体的方法

ア. 紐結びテスト

事務用とじ紐(おおむね 43cm 規格のもの)を使用する。

- ① とじ紐を机の上、被験者前方に図のごとく置き並べる。

- ② 被験者は手前の紐から順に紐の両端をつまんで、軽く一結びする。


- (注) ○ 上肢を体や机に押し付けて固定してはいけない。
○ 手を机上に浮かして結ぶこと。
- ③ 結び目の位置は問わない。
 - ④ 紐が落ちたり、位置から外れたときには検査担当者が戻す。
 - ⑤ 紐は検査担当者が随時補充する。
 - ⑥ 連続して 5 分間行っても、休み時間を置いて 5 回行ってもよい。

イ. 5 動作の能力テスト

- a. 封筒をはさみで切る時に固定する。
患手で封筒をテーブル上に固定し、健手ではさみを用い封筒を切る。患手を健手で持って封筒の上に乗せてもよい。封筒の切る部分をテーブルの端から出してもよい。はさみはどのようなものを用いてもよい。
- b. 財布からコインを出す。
財布を患手で持ち、空中に支え(テーブル面上ではなく)、健手でコインを出す。ジッパーを開けて閉めることを含む。
- c. 傘をさす。
開いている傘を空中で支え、10 秒間以上まっすぐ支えている。立位でなくぎざ位のままでよい。肩にかついではいけない。
- d. 健側の爪を切る。
大きめの爪切り(約 10cm)で特別の細工のないものを患手で持って行う。
- e. 健側の袖口のボタンを留める。
のりの利いていないワイシャツを健肢に袖だけ通過し、患手で袖口のボタンを掛ける。女性の被験者の場合も男性用ワイシャツを用いる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に作成された身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第2条第1項第1号に規定する医師の診断書及び同項第2号に規定する意見書については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。